

第4条の考え方(案)

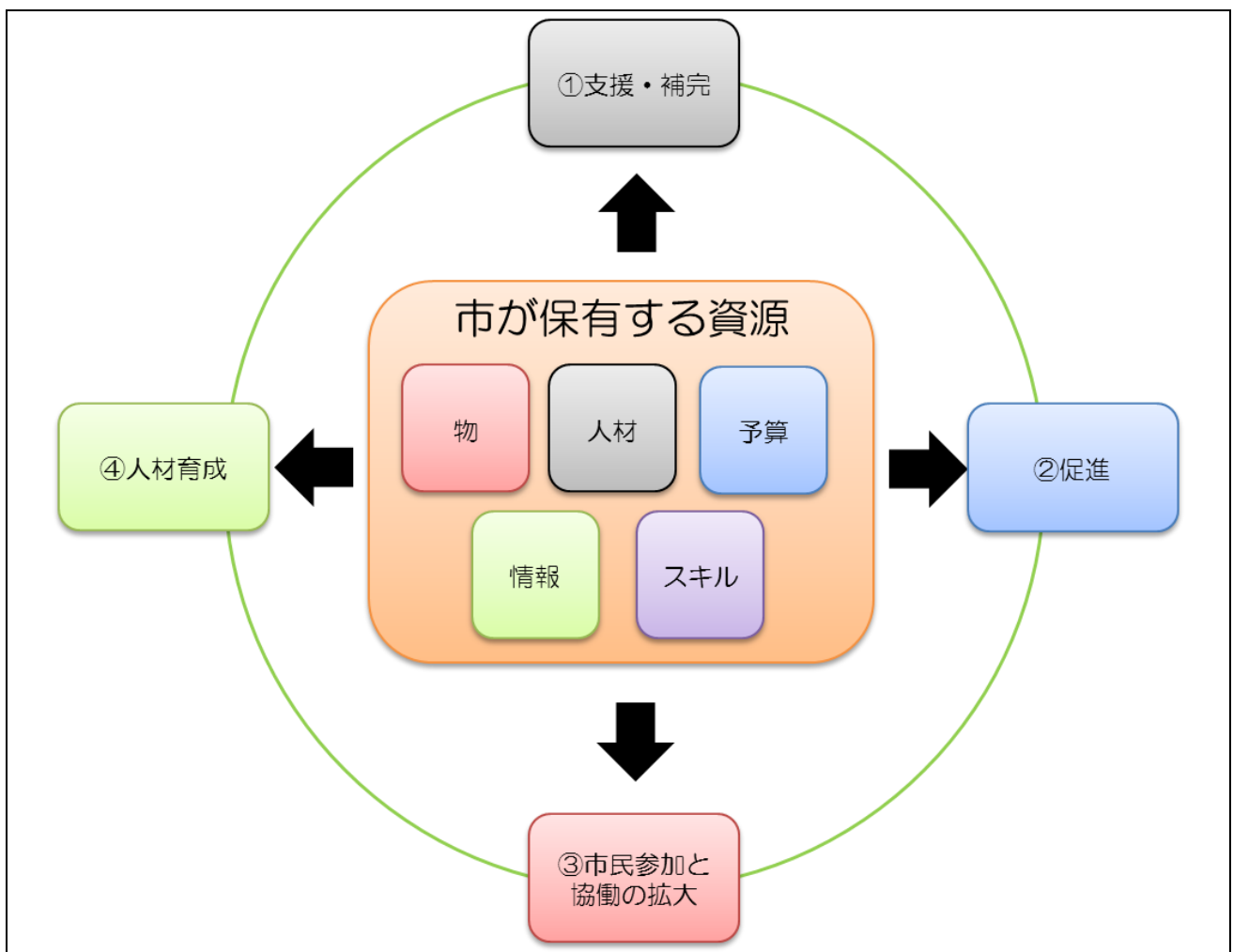
- ◆ 前文～第3条を踏まえ、第4条に市が取組むべきことを規定しています。
- ◆ 昨年度実施した庁内夜間討論会での職員の皆さんからの意見を基にまとめたものです。

基本的な考え方

市は、保有する資源（人材・予算・物・情報・スキル）を活かして次のことに取組みます。

- ① 市民の主体的な行動に対する「支援・補完」
- ② 市民の取組みをさらに活発にするための「促進」
- ③ 市民参加と協働の「拡大」
- ④ まちづくりを推進する人材の「育成」

模式図



取組み例

① 支援と補完

より良いまちを実現するためには、まちづくりの基本的な考え方を市民と市が再認識し、課題に近い現場からまちを良くする「近助・共助」の取組みを進めることが重要です。この取組みが効果的・効率的になるように必要に応じて可能な範囲で支援と補完を行います。

(例)

- ・ 市は、市民の主体的な活動に対して必要な広報、後援、助言等の支援を行います。
- ・ 市は、市民が主体的に活動するために必要な情報は、個人情報を除きすべて提供するとともに市政に関する情報を利用しやすくわかりやすい形で提供します。
- ・ 市は、あらゆる主体が連携するために必要な橋渡しをします。
- ・ 市は、市民がお互いにできることを持ち寄り、連携・協力して地域課題の解決を進められるよう、自由に対話できる場を作るよう努めます。
- ・ 市は、市民が主体的に活動するために必要に応じて可能な範囲で予算の確保に努めます。

② 活動の促進

まちづくりを担うあらゆる主体（個人、自治会、地域運営委員会、NPO法人、企業など）の活動がより活発になり、連携が強化されるように活動の促進に寄与します。

(例)

- ・ 市は、まちづくりに興味を持つ市民を増やすとともに活動が盛んになるように活動の楽しさを積極的に発信します。
- ・ 市は、市内企業や大学の社会貢献活動や公益的活動をサポートする施策を講じます。
- ・ 市は、市・市民・団体・企業・学校などが協力して市民サービスを向上できるよう施策を講じます。
- ・ 市は、市民の主体的な活動が活発になるように取組みます。

③ 市民参加及び協働の拡大

これまでの市民参加と協働を市民主体、市民目線で見直し、その機会の拡大に寄与します。

(例)

- ・ 市は、施策の形成過程、実行段階、評価の一連の過程で、市民の意見を幅広く聞くための環境を整備するとともに適切かつ効果的な時期に実施するよう努めます。
- ・ 市は、施策の立案に当たっては、市民が施策を考えるうえで必要な情報や選択肢を提供し、市民の意見を聞くよう努めます。

④ 人材育成

まちづくりの基本的な考え方を学ぶ機会や「近助・共助」の具体的な取組みを知る機会をつくり、市民側にも職員側にもまちづくりの担い手を育てることが必要です。

(例)

- ・ 市は、市民及び職員が、市民主体のまちづくりについて理解を深め、実行につなげられるよう、必要な意識啓発や研修等を行います。